

札幌市立山鼻小学校 いじめ防止基本方針

いじめ防止対策委員会

令和5年4月6日

いじめの防止等の基本理念

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるものである。国ではいじめ防止対策推進法（以下、「いじめ防止法」という。）第11条第1項の規定に基づき策定した「いじめの防止等のための基本的な方針」の中で、以下のとおり、いじめ防止等の基本理念を掲げている。

いじめは、全ての児童生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行わなければならない。

また、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

※「いじめの防止等のための基本的な方針」より抜粋

本校では、この理念に基づき、児童が安心して楽しい学校生活を送ることができるよう、いじめのない学校づくりに全教職員が連携と協働の意識をもって取り組んでいく。

いじめの定義及び基本的理解

いじめ防止法では、以下のとおりいじめを定義している。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つことが必要である。

この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、いじめ防止法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。

例えば、いじめられていても、本人がそれを否定する場合や、けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合があることを踏まえ、当該児童の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

また、インターネット上で悪口を書かれた児童生徒がいた場合などにおいて、当該児童がそのことを知らずにいたとしても、いじめる行為を行った児童に対して教育的指導が適切に行われるべきである。

加えて、いじめに当たると判断した場合でも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。発達の段階や状況によっては、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も考えられる。ただし、この場合においても、法が定義するいじめには該当するため、本校のいじめ対策組織である「いじめ防止対策委員会」で情報共有し、組織として対応することが必要である。

本いじめ防止基本方針は、いじめ防止法、令和元年6月改定の「札幌市いじめの防止等のための基本的な方針」に基づき、本校の全ての児童がいじめに向かわずに、安心して日々の生活を送ることができるよう、学校と家庭、地域住民、その他あらゆる関係者と連携しながら、いじめの防止や早期発見、早期対応にあたっていくために策定するものである。

いじめの防止等のための本校の取組

	重点的・具体的な取組	行動計画・行動目標	中心となる教員
未然防止	○学校安全計画	○学校安全計画に「いじめの防止」「命を大切にす指導」を位置付け、体系的・計画的な取組を進める。	校長・教頭
	○学級づくり	○様々な行事や体験活動を通して「絆づくり・仲間づくり」を意識した指導を行い、児童一人一人が認められ、お互いを大切にし合い、学級の一員として自己有用感をもてるような学級づくりを行う。 ○児童一人一人が、「自分の居場所」を感じられるような学級経営に努め、児童との信頼関係を深める。 ○「山鼻スタンダード」を活用しながら、きまりの意義を理解し、守っていこうとする「規範意識」の醸成に努める。	学級担任 学年主任会 行事・保体部 指導・支援部
	○豊かな心の育成	○「スマイル活動」「委員会活動」「クラブ活動」など、児童会の主体的な活動や異学年交流を通して、児童一人一人が支え合い、認め合える人間関係と学校風土を創り上げる。 ○あいさつを啓発していくことで、コミュニケーション能力の育成につなげ、心のふれあいを大切にしようとする態度を育む。	児童活動部 指導・支援部

未然防止	○授業改善	<p>○「分かる・できる・楽しい授業」の推進、「学習規律」についての発達の段階に応じた指導を行うことで、児童に基礎・基本の定着を図る。</p> <p>○一人一人が「生きる授業」を日々行うことに努め、学習に対する達成感・成就感を育てる。</p>	<p>授業改善部 学びの支援コーディネーター</p>
	○道徳教育の充実	<p>○教育活動全体で、思いやりや自他の命を大切にすることを育てる指導に努める。</p> <p>○道徳科の授業では、児童一人一人が道徳的価値のよさを理解し、自分との関わりで道徳的価値を捉え、道徳的価値を自分なりに発展させていくようにする。</p>	<p>道徳教育推進教師 主幹教諭 (教務主任)</p>
	○教育相談体制	<p>○誰かに相談することの大切さを伝えながら、いつでも誰にでも相談できる体制の充実に努める。</p> <p>○いじめの問題の解決には、学校・家庭、地域との連携を深めることが大切であることを学校便りや懇談会等で伝え、理解と協力をお願いする。</p> <p>○スクールカウンセラーにいつでも気軽に相談することができるよう、相談体制の充実に努めるとともに、スクールカウンセラーの役割や活用について、児童や保護者に周知する。</p> <p>○家庭への福祉的な支援が必要な場合には、スクールソーシャルワーカーと連携を図る。</p>	<p>学級担任 保健主事 学びの支援コーディネーター 教務管理部 スクールカウンセラー スクールソーシャルワーカー</p>
	○ネットいじめの未然防止	<p>○外部の専門家を招きインターネット利用のマナーやモラルについて学習する「携帯・SNS安全教室」を実施する。さらに、保護者にも参加を呼びかけ、フィルタリングの設定や、家庭でのルール作りについても啓発を行う。</p>	<p>主幹教諭 (教務主任) いじめ防止対策委員会</p>

早期発見	○児童との関わり	<p>○「いじめはどの子にも起こり得る」という認識に立ち、積極的に認知する。</p> <p>○児童一人一人の心の変化に気付く、ふれあいの場数を多くもつように努める。</p> <p>○児童が心を開き、すぐに相談しやすい環境づくりに努める。</p> <p>○教職員で情報を共有したり収集したりして、児童の変化を見取る。</p>	全教職員
	○アンケートの実施	<p>○市教委のアンケートの他に、8月・1月には「いじめ」「悩み」の早期発見をねらった学校独自の「あったかハートアンケート」を行い、迅速な対応に役立てる。</p>	児童指導部 いじめ防止対策委員会
	○保護者との関わり	<p>○児童や保護者からの話に、受容性をもって聞く姿勢をもつ。保護者が児童の発するサインに気付いたら、すぐに学校に相談するなど、協力への理解を求める。</p>	学級担任 学びの支援コーディネーター スクールカウンセラー
早期対応	○正確な事実確認	<p>○当事者双方や見ていた児童などから聞き取りを行い、事実関係を早期かつ正確に把握するように努める。</p> <p>○些細なことでも過小評価せずに、関係教職員と情報を共有し、正確に事実を把握するよう努める。</p>	いじめ防止対策委員会
	○迅速な組織対応	<p>○担任などが抱え込むことなく、学校として、「いじめ防止対策委員会」を中心とした組織的な体制で情報を共有し、迅速かつ的確な対応を行う。</p> <p>○事実関係に基づく、いじめられた児童への支援、いじめた児童に対する指導の体制・対応方針の決定と、関係する保護者との連携等の対応を組織的に実施する。</p> <p>○関係機関（市教委等）との連携を図る。</p>	いじめ防止対策委員会
	○いじめられた児童への対応	<p>○安全を確保し、心配や不安を取り除くよう関わる。</p> <p>○スクールカウンセラーと連携し、心のケアにあたる。</p> <p>○保護者との連絡を密にとり、把握した事実関係を途中段階でも迅速に伝えるなど、速やかな対応を行う。</p>	学級担任 いじめ防止対策委員会 スクールカウンセラー

早期対応		○児童本人及び保護者の了解のもと、学級・学年指導を行い、よりよい集団づくりの推進を図る。	
	○いじめた児童への対応	<p>○いじめられた児童の苦しみや痛みを理解する指導を十分に行う中で、「いじめは決して許されない行為である」という意識をもつことができるよう関わる。</p> <p>○いじめを受けた児童に本心から謝罪できるよう関わることで、人間関係の修復に努める。</p> <p>○いじめた児童の保護者には事実関係を正確に伝えるとともに、以後の対応を適切に行えるよう協力を求める。</p> <p>○本人のいじめの背景にある要因を理解し、保護者との連携のもと、継続的に全職員で支援していく。</p> <p>○いじめの内容によっては緊急保護者会を開くなど、保護者全体への対応を行う。</p>	学級担任 いじめ防止対策委員会
再発防止	○対応の振り返り	<p>○心の教育の充実に向けて、改善点をいかした学級経営に努める。</p> <p>○いじめの対応事例を通して、児童理解の研修会を行う。</p>	いじめ防止対策委員会 学年主任会 学びの支援委員会
	○評価	○学校評価において、いじめの防止等の取組を適切に評価できるよう、保護者や地域社会、関係機関等との連携協力の状況などの評価項目や評価指標等を設定する。	校長・教頭 学校関係者評価委員会